

平成26年加美町議会第1回臨時会会議録第1号

平成26年1月27日（月曜日）

出席議員（20名）

1番	木村哲夫君	2番	早坂伊佐雄君
3番	早坂忠幸君	4番	猪股俊一君
5番	伊藤信行君	6番	伊藤淳君
7番	伊藤由子君	8番	高橋聡輔君
9番	一條寛君	10番	三浦進君
11番	沼田雄哉君	12番	工藤清悦君
13番	米木正二君	14番	三浦英典君
15番	一條光君	16番	高橋源吉君
17番	味上庄一郎君	18番	三浦又英君
19番	佐藤善一君	20番	下山孝雄君

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	猪股洋文君
副 町 長	吉田 恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高橋 啓君
会計管理者兼課長	鈴木 裕君
危機管理室長	早坂安美君
危機管理室専門監	熊谷和寿君
企画財政課長	高橋 洋君
協働のまちづくり推進課長	遠藤 肇君
町 民 課 長	小川哲夫君

税 務 課 長	伊 藤 裕 君
農 林 課 長	鎌 田 良 一 君
森林整備対策室長	長 沼 哲 君
商 工 観 光 課 長	日 野 俊 児 君
企業立地推進室長	今 野 伸 悦 君
建 設 課 長	田 中 壽 巳 君
保 健 福 祉 課 長	下 山 茂 君
上 下 水 道 課 長	田 中 正 志 君
小 野 田 支 所 長	大 類 恭 一 君
宮 崎 支 所 長	早 坂 雄 幸 君
総 務 課 長 補 佐	川 熊 裕 二 君
教 育 長	土 田 徹 郎 君
教 育 総 務 課 長	小 山 弘 君
生 涯 学 習 課 長	猪 股 清 信 君
農 業 委 員 会 会 長	我 孫 子 武 二 君
農 魚 委 員 会 事 務 局 長	工 藤 義 則 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 鉄 郎 君
参 事	二 瓶 栄 悦 君
主 査	今 野 典 子 君
主 事	菅 原 敏 之 君

議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 報告第1号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）

第 4 報告第2号 専決処分した事件の報告について（加美町小野田支所ほか1施設

太陽光発電設備設置工事請負変更契約の締結について)

第 5 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について (加美町宮崎支所ほか 2 施設太陽光発電設備設置工事請負変更契約の締結について)

第 6 議案第 1 号 平成 25 年度加美町一般会計補正予算 (第 8 号)

第 7 議案第 1 号 宮城県指定廃棄物の最終処分場建設候補地選定に関する意見書
(案) の提出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

午前 11 時 10 分 開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成26年加美町議会第1回臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

ここで教育長より、町立旭小学校が町立宮崎小学校に統合することについて発言の申出があります。これを許可いたします。教育長。

○教育長（土田徹郎君） おはようございます。先週の1月21日に開催されました議会議員全員協議会において、旭小学校が宮崎小学校に統合することについて、平成27年4月にはできないと判断したことをご説明いたしましたが、正式な手順を踏むべく、次の日の1月22日に臨時の教育委員会を開催し、これまで行ってきた保護者並びに住民説明会の状況などから統合に対する十分な理解と協力が得られないことを説明しました。平成27年4月に統合できない旨の議決を得ましたので議員の皆様にご報告いたします。

なお、平成24年2月に決定しました学校再編の基本方針における複式学級を編成する学校の統合については変わらないこととし、今後とも説明会等を開催するなど複式学級の解消の実現に努めてまいりますのでよろしくご理解をお願いいたします。

貴重な時間をいただき、あるがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6番伊藤淳君、7番伊藤由子さんを指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（下山孝雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期については本日1日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 報告第1号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）

○議長（下山孝雄君） 日程第3、報告第1号専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）の報告を求めます。

町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第1号専決処分した事件の報告について、ご説明申し上げます。

本案件は、平成25年8月14日午後4時頃、加美町菜切谷字正源付近の町道を走行中、アスファルト舗装路面の下水道マンホール蓋周りの陥没箇所を相手方車両が通過した際に、ハンドルを取られ転倒し損傷を与えたことに対しまして、過失割合が町50%、相手側50%により賠償額が決定いたしました。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30万円を超えない範囲においてその額を定めること、及びこれに伴う和解に関することに当たりますことから、今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて、質疑を終結します。

これにて、報告第1号専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）を終わります。

日程第4 報告第2号 専決処分した事件の報告について（加美町小野田支所ほか1施設太陽光発電設備設置工事請負変更契約の締結について）

○議長（下山孝雄君） 日程第4、報告第2号専決処分した事件の報告について（加美町小野田支所ほか1施設太陽光発電設備設置工事請負変更契約の締結について）の報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について、ご説明申し上げます。

本案件は、平成25年7月23日に開会された平成25年加美町議会第3回臨時会において承認をいただき、太平電気株式会社代表取締役社長 前澤 博と契約いたしました「加美町小野田支所ほか1施設太陽光発電設備設置工事」について、地方自治法第180条第1項の規定により、

議会の議決を経た工事請負契約で、契約金額の10%以内、ただし、その金額が1千万円以下の増減による変更金額については、町長の専決事項でありますことから、平成26年1月20日付けで、工事請負変更契約締結の専決処分を行ったため、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものであります。

変更の対象となる施設は小野田支所であります。変更の主なものについては、一つめに、事業完了後、事業効果として発電量の報告が必要になりますことから、小型計測装置を追加するものであります。

二つめに、発電システム異常の早期発見のために警報装置を追加するものです。

これにより、変更前契約額5,670万円に、67万8,300円を追加し、5,737万8,300円に変更したものであります。

以上、ご報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしといたします。これにて、質疑を終結します。

これにて、報告第2号専決処分した事件の報告について（加美町小野田支所ほか1施設太陽光発電設備設置工事請負変更契約の締結について）を終わります。

日程第5 報告第3号 専決処分した事件の報告について（加美町宮崎支所ほか2施設太陽光発電設備設置工事請負変更契約の締結について）

○議長（下山孝雄君） 日程第5、報告第3号専決処分した事件の報告について（加美町宮崎支所ほか2施設太陽光発電設備設置工事請負変更契約の締結について）の報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第3号 専決処分した事件の報告について、ご説明申し上げます。

本案件は、平成25年7月23日に開会された平成25年加美町議会第3回臨時会において承認をいただき、株式会社富士電工代表取締役 門脇 基と契約いたしました「加美町宮崎支所ほか2施設太陽光発電設備設置工事」について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決を経た工事請負契約で、契約金額の10%以内、ただし、その金額が1千万円以下の増減による変更金額については、町長の専決事項でありますことから、平成26年1月20日付けで、工事請負変更契約締結の専決処分を行ったため、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものであります。

変更の対象となる施設は宮崎支所であります。変更の主なものについては、前案件同様、一つめに、事業完了後、事業効果として発電量の報告が必要になりますことから、小型計測装置

を追加するものです。

二つめに、発電システム異常の早期発見のために警報装置を追加するものです。

これにより、変更前契約額9,397万5,000円に、62万7,900円を追加し、9,460万2,900円に変更したものであります。

以上、ご報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

15番一條 光君。

○15番（一條 光君） これは当初予算の時の設計漏れなのか、あるいはその後ルールが変わってこういったものを用意しなければならなくなったのか伺います。

○議長（下山孝雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（遠藤 肇君） おはようございます、協働のまちづくり推進課長です。ご指摘がございました、当初からの設計漏れなのか、その後の情勢が変わっての追加なのかというご質問でしたが、当初は計測器は必要ということで指示はいただいております。それで、私どもの方でそれは可能と判断しておったわけですが、最終的に現在設計されている状況では計測が、累積ができないと。累積の値を機械的に保存ができないということで今回、追加をさせていただいたというものであります。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 15番一條光君。

○15番（一條 光君） 発注者側の見方が甘かったのだという答弁に伺いました。この前の案件もこの案件もそうですけれども、全体の工事費率にして1%、あるいは、1%を下回っている額でありますから、もう少し話し合いをしてこの部分を吞んでもらえるような話し合いをする、交渉の努力をする。あまりにもこう安易に、言われるまま出すのが上手なやり方ではないのではないかと思いますけれども、これに対していかがですか。

○議長（下山孝雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（遠藤 肇君） ご指摘いただく部分に関して、特にこちらから考えはありませんが、ただ、私どもとしましては正式な手続きにのっとり、入っていなかった部分に関して追加をするということで今回変更させていただいたというものであります。

○議長（下山孝雄君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて、質疑を終結します。

これにて、報告第3号専決処分した事件の報告について（加美町宮崎支所ほか2施設太陽光発電設備設置工事請負変更契約の締結について）を終わります。

日程第6 議案第1号 平成25年度加美町一般会計補正予算（第8号）

○議長（下山孝雄君） 日程第6、議案第1号平成25年度加美町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第1号平成25年度加美町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。

今回、歳出の総額を補正前と同額の139億2,659万1,000円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものであります。

主な内容は、民生費では、宮崎福祉センター施設設備改修工事800万円増。土木費では、道路維持費の除雪経費として2,790万円増。などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号平成25年度加美町一般会計補正予算（第8号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号平成25年度加美町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

意見書配布のため、暫時その場でお待ちいただきたいと思います。

日程第7 議案第1号 宮城県指定廃棄物の最終処分場候補地選定に関する意見書（案）の提出について

○議長（下山孝雄君） 日程第7、議案第1号宮城県指定廃棄物の最終処分場候補地選定に関する意見書（案）提出についてを議題といたします。事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（佐藤鉄郎君） それでは、お手元に配付しております意見書を朗読させていただきます。

宮城県指定廃棄物の最終処分場建設候補地選定に関する意見書（案）の提出について
上記の意見書（案）を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成26年 1 月27日

提出者	加美町議会議員	高橋源吉
賛成者	同	木村哲夫
	同	伊藤信行
	同	工藤清悦
	同	三浦英典
	同	三浦又英

宮城県指定廃棄物の最終処分場建設候補地選定に関する意見書（案）

東京電力福島第1原発事故によって宮城県内で発生した指定廃棄物（放射性セシウム1kg当たり8,000ベクレル超）の最終処分場に関し、環境省は候補地選定手法に基づく詳細調査候補地として、平成26年1月20日の宮城県市町村長会議で県内候補地の一つとして加美町の田代岳（国有地）を正式に提示した。

候補地は、国が定めた基本的な選定手法に宮城県の地域特性を配慮した選定手法・提示方法決定に基づき、利用可能な国有地及び県有地から評価項目等を設定し選定したとしている。

しかし、候補地の選定手法において平成24年度の年間入込客約87万人の観光地である薬菜山及び周辺施設群の観光への影響に対する位置づけや、地滑り、雪崩、強風による自然災害の恐れがあり避けるべき地域であるにも関わらず、それが考慮されていないなど疑問を感じている。

指定廃棄物の最終処分方法については、放射性物質汚染対処特措法において、国が責任をもって処分するとされている。また、同法の基本方針において、県内で発生した指定廃棄物は当該県内で処理することが定められており、稲わらなどの農林業系副産物や浄水発生土等の指定廃棄物で、県内には5,500 t が一時保管されており、8,700 t の最終処分量を計画している。

加美町は、東京電力福島第1原発事故によって大量の放射性物質が降り注ぎ、農業を中心とした産業・経済活動や日常生活に深刻な影響がもたらされた。事故から3年が経とうとしている現在も8,000ベクレル以下の汚染牧草が5,800tほど保管されており、これまでに農家の窮状を救うべく一日も早い焼却等の中間処分の事業実施を国及び県に対し要望してきたところである。しかし、国からはこの要望に対し、何ら具体的な対策を示されなかったことから風評被害

を未然に防ぐためにも、町が独自に汚染牧草の一時保管を行った。

今回、建設候補地と選定された田代岳は、田川水系二ツ石ダム上流に位置し鳴瀬川流域に農業用水を供給するため、流域の稲作地帯で宮城の銘柄米「ササニシキ・ひとめぼれ」を生産する本町及び周辺市町において、その影響は多くの食品加工メーカー、観光地・商工業・林業など広範囲にわたり風評被害による損失は計り知れないものがある。すでに国が候補地を選定して以降、地域住民や農業団体から断固反対の声が上がっている。

さらに、この地域は国の事業である田川ダム建設計画地域で30年前から進められてきたが、今年度建設中止と決まり町民は強い不信感をもっている。また、前述の汚染牧草の一時保管場所としている土地の近くであり、これ以上住民の理解を得られない状況にある。

このような状況における今回の候補地選定は、地域の地理的条件や地域の実情・特性等の考慮に欠け、日常生活を脅かすものであり、到底応じられるものではない。

よって、国においては、加美町田代岳の国有地を指定廃棄物の最終処分場建設候補地から除外するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 1 月 27 日

宮城県加美町議会議長 下 山 孝 雄

(提出先)

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

環境大臣 石 原 伸 晃

衆議院議長 伊 吹 文 明

参議院議長 山 崎 正 昭 あて 以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。高橋源吉君、ご登壇願います。

〔17番 高橋源吉君登壇〕

○17番（高橋源吉君） 議発第1号宮城県指定廃棄物の最終処分場建設候補地選定に関する意見書についての提案理由を申し上げます。

本議会は、去る20日開催の市町村長会議において、加美町が候補地として正式に提示されたことを受け、21日に議会全員協議会を開き環境省が示した内容について猪股町長から報告を受けました。

候補地は国が定めた選定手法や県内市町村が合意した基準に基づき選定され、今後地質や地盤などを調査し、最終的に1か所に絞り込む方針ということでもあります。

しかし、今回提示された「田代岳」候補地は、観光地である薬菜山施設の位置づけや地理的・地形的に自然災害の恐れがある所で不適地であり、候補地選定過程に疑問を感じるものがあります。

加美町は、東京電力福島第1原発事故によって大量の放射性物質が降り注ぎ、農業を中心とした産業・経済活動や日常生活に深刻な影響がもたらされました。特に加美町では、現在8,000ベクレル以下の汚染牧草が5,800tほど保管されている状況にあり、早急な対策を国や県に要望してきたところではありますが、いまだ進んでいない状況にあります。

また、田代岳は、二ツ石ダム上流に位置し鳴瀬川流域に農業用水を供給するため、流域の稲作地帯で宮城の銘柄米を生産する本町及び周辺市町において、その影響は、多くの食品加工メーカー、観光地・商工業・林業など広範囲にわたり風評被害が懸念されております。

すでに国が提示して以降、地域住民や農業団体から断固反対の声があがっています。

さらに、この地域は国の事業である田川ダム建設計画地域で30年前から進めてきましたが計画中止となったことで国の事業に対し強く不信感をもっています。

町民の民意にこたえる議会としては、多くの町民の理解を得ることは到底できません。今回の候補地として選定されたことに強く反対するものであります。

以上のことから、国に対し、加美町田代岳の国有地を指定廃棄物の最終処分場建設候補地から除外するよう強く求めるものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑ございませんか。13番米木正二君。

○13番（米木正二君） 今回の意見書案に賛成するものであります。そしてもう1つ、これからの展開としてやはり田代岳が最終処分場の候補地として適地ではないということも証明していかなければならないと思います。議会として特別委員会を設置して調査研究をする必要があるということから、特別委員会の設置を求めたいと思います。（「賛成」の声あり）

○議長（下山孝雄君） 賛成の声もありますので、議会としても。皆さんこの意見に賛成ですか。（「賛成」の声あり）

賛成多数と認めまして、これから特別委員会の設置を行いたいと思います。設置時期につきましては、議長と運営委員会に諮りまして早急にそういった対応をとってまいりたいと思いま

す。それでは、設置時期につきましては、議長と議会運営委員会に一任いただくことにご了承
いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君）　ご異議なしと認めます。その他に質疑ございませんか。7番伊藤由子さ
ん。

○7番（伊藤由子君）　意見書提出に賛成するものです。また、今の提案の特別委員会にも賛成
いたします。

ここで確認をしていきたいと思います。先輩から言われて加美町環境基本条例を改めて読み
直しました。前略、中略をしながらちょっとだけ紹介させていただきます。私たちの町には広
大で緑豊かな森林と国内でも珍しい水芭蕉が群生する湿原地帯や、国の天然記念物魚取沼の鉄
魚など誇るべき自然の宝庫があります。誇るべき自然の宝庫とは守るべき宝庫ということでも
あります。中略して、私たちは先人から受け継いだ歴史や文化を後世に引き継ぐように豊かな
美しい自然環境についても、これを破壊することなくさらによりよい環境を創造し未来の子ど
もたちに繋いでいくために環境基本条例を制定しますとあります。こういった精神に抵触して
いくような今回の処分場候補地選定には断固反対するものです。次世代の子どもたちに負の遺
産を残すような今回の選定について私は強く反対していきたいと思いますし、意見書の提出を
進めていってほしいと思います。

なお、この1回だけではなくこの後も継続して意見書、あるいはそういった抗議文みたいな
提出を考えているのかどうかを確認したいと思います。

○議長（下山孝雄君）　伊藤由子さんに申し上げます。誰に答弁を求めるものでしょうか。意見
書の趣旨に関する質疑でございますので、それは後の場になるかと思いますがどう
でしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）その他、質疑ございませんか。（「なし」
の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。ございませんか。（「なし」の声あり）
討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより　議発第1号　宮城県指定廃棄物の最終処分場建設候補地選定に関する意見書
（案）の提出についての採決を行います。この表決は、起立によって行います。本件は、原案
のとおり意見書を提出することに、賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（下山孝雄君）　起立全員であります。よって、議発第1号宮城県指定廃棄物の最終処分

場建設候補地選定に関する意見書（案）の提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これで平成26年加美町議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時49分 閉会

上記会議の経過は、事務局長佐藤鉄郎が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年1月27日

加美町議会議長 下山 孝 雄

署 名 議 員 伊 藤 淳

署 名 議 員 伊 藤 由 子